

諏訪市規則第 号

諏訪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪市屋外広告物条例施行規則（平成 22 年諏訪市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 県道 050 号線（諏訪辰野線）の一部の項及び県道 016 号線（岡谷茅野線）の項中「右側諏訪湖岸まで」の次に「及び左側 50 メートル以内」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に諏訪市屋外広告物条例（平成 21 年諏訪市条例第 26 号）第 11 条第 1 項の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、この規則による改正後の諏訪市屋外広告物条例施行規則第 5 条の規定により禁止されることとなるものについては、当該広告物等を変更し、又は改造するまでの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。